

特定(介護予防)福祉用具販売運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社きぬせん が開設する特定(介護予防)福祉用具販売事業所(以下「事業所」)が行う特定(介護予防)福祉用具販売の事業(以下「事業」)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員その他の従業者が、要介護および要支援状態にある高齢者に対し適切な福祉用具(法第8条第13項により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整を行い、福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう支援する。

- 1 事業の実施に当たっては、関係各市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称／ きぬせん福祉用具研究会
- 2 所在地／ 千葉県船橋市海神四丁目9番18号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者／ 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも特定(介護予防)福祉用具販売事業の提供にあたるものとする。
- 2 福祉用具専門相談員等／ 2名以上
福祉用具専門相談員等は、特定(介護予防)福祉用具販売計画を作成して適切な福祉用具の選定の援助・取付調整等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 特定(介護予防)福祉用具販売事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日／毎週月曜日～金曜日
休業日／土・日・祝日及び 12月29日～ 1月3日
- 2 営業時間／9:00～18:00

(特定(介護予防)福祉用具販売の提供)

第6条 特定(介護予防)福祉用具販売の提供方法は、次のとおりとする。

- 1 特定(介護予防)福祉用具販売の提供にあたっては、(介護予防)福祉用具販売計画に基づき、利用者の心身の状況等を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに文書を示し、その機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し販売に係る同意を得るものとする。
また、(介護予防)福祉用具貸与が伴う場合は、(介護予防)福祉用具貸与計画を同一書式に作成して適切な福祉用具の選定の援助・取付調整等を行う。
- 2 特定(介護予防)福祉用具販売の提供にあたっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- 3 特定(介護予防)福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行い、使用方法、留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明をおこなったうえで、必要に応じて使用方法の指導を行う。
- 4 特定(介護予防)福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、その使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導、修理を行う。

(保管方法)

第7条 特定(介護予防)福祉用具の保管方法は、次のとおりとする。

特定(介護予防)福祉用具の保管は、事業所内保管スペース及び展示スペースにて行う。

(取り扱う種目)

第8条 特定(介護予防)福祉用具販売の取扱う種目は次のとおりとする。

- 1) 腰掛便座
- 2) 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 3) 入浴補助用具
- 4) 簡易浴槽
- 5) 移動用リフトのつり具の部分

(料金等)

第9条 特定(介護予防)福祉用具販売の料金等は次のとおりとする。

- 1 利用料 特定(介護予防)福祉用具販売を提供した場合の料金は、別紙カタログの基準によるものとして一旦全額をお支払い頂き、のちに利用料のうち各利用者の負担割合分を引いた額が自治体からご利用者指定の口座に振り込まれます(償還払い)。
また、自治体によって当該特定(介護予防)福祉用具販売が代理受領サービスであるときは、**利用料のうち各利用者の負担割合に応じ**

た額の支払いを受けるものとする（受領委任払い）。

- 2 その他の費用 特定(介護予防)福祉用具販売に要した交通費及び配送料は、基本的に徴収しない。又、福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用は、その実費を徴収する。

（通常の業務の実施地域）

第10条 通常の事業実施地域は、千葉県全域と東京都23区全域・神奈川県全域
埼玉県全域とする。

（苦情を処理するための措置の概要）

第11条 苦情があった場合は直ちに相談担当者またはそれに代わる者が相手方に連絡
をとり、直接伺う等して詳しい事情を聞くとともに、必要に応じて検討会議を
行い、必ず翌日までに具体的な対応をする。又記録を台帳に保管し、再発を防
ぐ為に役立てる。

（その他運営に関する重要事項）

第12条 その他運営に関する重要事項は次のとおりとする。

- 1 特定(介護予防)福祉用具販売事業所は、福祉用具専門相談員等の質的向上を図る
為の研修の機会を採用時 研修（採用後3ヶ月以内）、継続研修（年1回）を設け
るものとし、業務体制を強化整備する。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を保持させ
る為に、従業者でなくなった後においてもこれを保持するべき旨に従業者との雇
用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社きぬせんと事業
所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措
置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこと
ができるものとする。）を 定期的で開催するとともに、その結果について従業者
に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定福祉用具貸与（指定介護予防福祉用具貸与）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 1 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 2 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

付則

この規程は平成24年10月1日から施行する。

この規程は平成25年12月1日から施行する。

この規定は平成26年4月1日から施行する。

この規定は平成27年8月1日から施行する。

この規定は平成30年6月19日から施行する。

この規定は令和6年4月1日から施行する。